

# 全国児童館連絡協議会 シンボルマーク

## 募集要項

### 1. 募集趣旨

全国児童館連絡協議会（略称：全児連）では、全国の児童館が一つとなって、持つ力を出し合いながら児童館活動を盛り上げ、多くの方に児童館に親しみを持ってもらうために、その象徴となる全児連マークを作成することにいたしました。そこで、様々な場面で活用するのにふさわしいマークのデザインを募集します。

### 2. 全児連について（参考）

#### (1) 設立経緯

昭和 43 年(1968 年) 全国児童館連絡協議会が設立

昭和 53 年(1979 年) 社団法人全国児童館連合会に改組

平成 12 年(2000 年) 財団法人児童健全育成推進財団に統合し、発展解消

令和 元年(2019 年) 各児童館連絡協議会が集合した任意団体として再結成

#### (2) 主な事業・活動

○児童健全育成や児童館に関する意見、提言等の発信

○全国の児童館活動の向上のための情報共有や意見交換

○災害時等の相互扶助

○児童館推進を目的とした社会活動、など

### 3. シンボルマーク応募の要領

- (1) 「児童館」らしさと「全国のネットワーク」であることが表現されていて、会員及び多くの関係者等に親しんでいただけるようなデザインにしてください。
- (2) 色数・形等は自由ですが、様々な大きさ、モノクロでの利用なども考えられますので考慮してください。
- (3) シンボルマークの由来がわかる簡潔な説明文を応募用紙に記入してください。

### 4. シンボルマークの用途

採用されたマークは、全児連、または全児連が認めた者が作成する印刷物、バッジ等のグッズをはじめ、児童館を広くアピールする活動などで使用します。

## 5. 応募資格

児童館が好きな方であれば、年齢、プロ・アマ、個人、団体等は問いません。ただし、18歳未満の方は、採用時には保護者の同意が必要になります。

## 6. 募集期間

令和2年10月9日～12月11日 必着

## 7. 応募要件

- (1) 応募点数は1人につき3点までとします。
- (2) 応募作品の作成方法は、デジタルデータでも手描きでも構いません。
  - デジタルデータで作成の場合  
ファイル形式はJPEGとし、データサイズは5MB以内で提出してください。  
ファイル名は、応募者氏名のローマ字表記とし、複数の作品を応募する場合は、末尾に通し番号をつけてください。  
(例) 氏名が全児連太郎の場合、「zenjirentaro1.jpg」 「zenjirentaro2.jpg」
  - 手描きで作成の場合  
白紙に描いてください。裏紙に描かれた作品は受け付けません。
- (3) 指定の応募用紙(別紙)に必要な事項を記入し、作品と併せて送付してください。  
複数の作品を応募する場合は、作品1点ごとに1枚の応募用紙を提出してください。

## 8. 提出方法

- (1) 応募作品は郵送により提出してください。持参や電子メール等での提出は受け付けません。
- (2) 封筒に【シンボルマーク応募】と朱書きしてください。
- (3) デジタルデータで作成した作品は、保存したCD-Rを封入してください。  
CD-Rの盤面には、応募者の氏名を明記してください。
- (4) 必要事項を記入した応募用紙を同封して提出してください。

## 9. 選考、発表及び賞品

応募された作品は、全児連関係者で構成する選定委員会において審査いたします。令和3年1月頃に採用作品を決定し、当該作品の応募者にご連絡するほか、ホームページ等で発表いたします。

採用作品の制作者には、図書カード2万円分を贈呈いたします。(1名)

## 10. その他

- (1) 応募作品は、応募者自らが創作した未発表のもので、既存の作品と同一または類似ではないものに限ります。これに違反したと認められた場合は、採用後であっても採用を取り消します。また、応募作品が第三者の知的財産権等を侵害する恐れがある場合は、応募者がその一切の責任を負うものとします。
- (2) 採用作品の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含みます。） 、商標権を始めとした一切の権利は、全児連と一般財団法人児童健全育成推進財団（以下「全児連等」といいます。）に帰属します。また、採用作品の応募者は、採用作品に関して、著作者人格権を行使しないものとします。
- (3) 採用に当たり、作品を補正・修正することがあります。
- (4) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。また、応募作品が郵送中に被った紛失や破損等に対して、責任を負いません。
- (5) 本募集要項に反するものは、審査の対象となりません。
- (6) 受付及び不採用通知は行いません。また、選考経過に関する問い合わせには、応じません。
- (7) 応募作品は、返却しません。
- (8) 18 歳未満の方は、親権者等の同意を得た上で応募してください。応募作品が採用される際には、著作権譲渡等について、親権者等の同意書が必要となります。
- (9) 応募者の個人情報、応募作品の選考でのみ使用し、他の目的には使用しません。ただし、採用作品の応募者については、氏名、年齢及びお住まいの都道府県を公表させていただきます。
- (10) 応募の時点で、本募集要項記載事項に同意したものとします。

## 11. 提出及び問い合わせ先

### 提出先

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会ビル 7階  
児童健全育成推進財団 シンボルマーク公募担当

### 問い合わせ先

電話 03-3486-5141 メールアドレス [zenjiren@jidoukan.or.jp](mailto:zenjiren@jidoukan.or.jp)

児童健全育成推進財団 シンボルマーク公募担当

※このメールアドレスはお問い合わせ専用です。メールでの提出はできません。